

## 入札説明書

令和 7、8、9、10 年度京都府園部総合庁舎機械警備業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和 7 年 6 月 3 0 日

2 契約担当者 京都府南丹広域振興局長 井爪 環

3 担 当 部 局 京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木 21  
京都府南丹広域振興局地域連携・振興部園部地域総務防災課  
電話 (0771) 62-0360

### 4 入札に関する事項

- (1) 業 務 の 名 称 令和 7、8、9、10 年度京都府園部総合庁舎機械警備業務
- (2) 業務の内容等 別添「令和 7、8、9、10 年度京都府園部総合庁舎機械警備業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと
- (3) 履 行 期 間 令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 3 1 日まで
- (4) 履 行 場 所 京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木 21  
京都府園部総合庁舎

### 5 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者
- (3) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (4) 資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）
  - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団又は暴力団員である者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）

## 6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示（昭和53年京都府告示第129号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「令和4・5・6年度ビル管理等委託業務競争入札参加資格者名簿」のうち「警備業務」の登録業者であること。
- (2) 7の(1)に記載の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

## 7 入札参加資格確認の申請手続

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（別記第1号様式。以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間  
令和7年6月30日（月）から令和7年7月4日（金）まで
- (2) 提出場所  
〒622-0041 京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木21  
京都府南丹広域振興局地域連携・振興部園部地域総務防災課  
電話番号（0771）62-0360
- (3) 提出方法
  - ア 持参により提出する場合  
提出期間中の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。
  - イ 郵送により提出する場合  
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (4) 添付資料
  - ア 誓約書（別記第2号様式）
  - イ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書（写）
- (5) 参加資格を有する者の名簿への登載  
6について確認の上、参加資格があると認定された者は、令和7、8、9、10年度京都府園部総合庁舎機械警備業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。
- (6) 資格確認結果の通知  
資格確認の結果は、確認申請書を提出した者に文書で通知する。
- (7) 参加資格の有効期間  
参加資格の有効期間は、(6)による資格確認の結果を通知した日から令和8年3月31日までとする。
- (8) 変更届  
確認申請書を提出した者（(5)の名簿へ登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届（別記第3号様式）により当該変更に係る事項を京都府南丹広域振興局長に届け出なければならない。
  - ア 商号又は名称
  - イ 営業所の名称又は所在地
  - ウ 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
  - エ 個人にあっては、氏名

(9) 参加資格の承継

ア 参加資格を有する者が、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(5に該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると契約担当者が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

(ア) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

(イ) 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

イ アにより参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(別記第4号様式)(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他京都府南丹広域振興局長が必要と認める書類を提出しなければならない。

ウ イにより資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

(10) 参加資格の取消し

ア 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

イ 参加資格を有する者が次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に役務を粗雑に行い、又は業務内容に関して不正の行為をしたとき

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(オ) 正当な理由なくして契約を履行しなかったとき

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当し、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

ウ ア又はイにより参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

(11) その他

確認資料作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

8 質問の受付・回答

入札者は、入札説明書、閲覧図書(契約書、業務仕様書、図面)(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質疑書(別記第5号様式)により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

ア 質疑書

(7) 提出期限 令和7年7月9日(水)午後5時まで

(イ) 提出方法 持参又はFAX(FAX番号 0771-62-3924)

イ 回答書は、令和7年7月15日(火)までに京都府南丹広域振興局ホームページに掲載する。

ウ 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付の受理に応じない者でも、その内容について、すべて承

知したものとして入札を行う。

## 9 入札手続等

### (1) 入札の日時及び場所

- ア 日時 令和7年7月18日（金）午後2時
- イ 場所 京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木 21  
京都府園部総合庁舎 第2会議室

### (2) 入札の方法

- ア 入札書（別記第6号様式）は持参又は郵送するものとする。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状（別記第7号様式）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。（別紙記載例）
- ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和7、8、9、10年度京都府園部総合庁舎機械警備業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。  
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。
- エ 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。
- カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

### (3) 郵送による入札書の提出方法

- ア 提出期限 令和7年7月17日（木）午後5時まで（必着）
- イ 提出先 7の（2）に同じ
- ウ その他
  - (ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。
  - (イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「令和7、8、9、10年度京都府園部総合庁舎機械警備業務に係る入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、入札執行者あての親展とする。
  - (ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

### (4) 入札書の訂正

- 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。  
なお、入札書の入札金額については訂正できない。

### (5) 入札書の引換

- 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

### (6) 不公正な入札

- 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### (7) 仕様書等の説明

- 入札者は、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。入札後、仕様書等についての

不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又は代理人を立ち会わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札条件に違反した者

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

11 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額を

納付しなければならない。

ただし、規則第 147 条第 2 項に該当するときは、免除する。

#### 12 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

#### 13 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項第 3 号に該当する場合は、免除する。

#### 14 契約書の作成の要否

要（別紙委託契約書案により作成するものとする。）

なお、契約締結後に消費税率等の改定に伴う変更契約を行うので留意のこと。

#### 15 その他

- （１） 1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- （２） 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。
- （３） 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。